

# 嬉野市景観計画



## はじめに



嬉野市の景観は、山々に囲まれた2つの盆地を形成し、嬉野地区と塩田地区を結ぶようにまちの中心を塩田川が流れています。

また、山の斜面には茶どころ嬉野を感じさせる茶畠やその裾野には田園風景が広がる「緑豊かな自然景観」と、天然の恵みでもある温泉のある珍しい宿場町として栄えた嬉野宿や、様々な歴史が折り重なる川港として栄えた塩田宿の「歴史的なまちなみ景観」とがあります。

これらは、長い歳月を経て先人達が育んでこられた嬉野市民の共有財産でもあります。私達は、このようなすばらしい景観をみんなで次世代へ引き継ぐ責任もあり、また新しく創り出していく必要もあります。

このため嬉野市景観計画は、平成20年3月に策定しました基本計画を基に、嬉野に住んで良かった、嬉野に訪れて良かった、また訪れてみたいと思われるような癒しを与えてくれるまちとして創りあげていけたらと考えています。

そのためには、景観法の施行を踏まえた市民、事業者、行政が協働で取り組んでいく必要があります。市民の皆さまをはじめ、関係機関等のご理解とご協力をいただきながら、進めてまいりたいと思います。

終わりに、この景観計画の策定にあたり、市民意識調査等を通して貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さま、並びに嬉野市景観計画策定審議会委員の方々、また、関係機関のアドバイス等多くの皆さまに支えられて策定することができましたことを心から感謝申し上げます。

平成22年3月

嬉野市長 谷 口 太一郎



# 目 次

<b>1. 景観計画策定の目的と位置づけ</b>	
(1) 景観計画の目的	1
(2) 景観計画の位置づけ	1
<b>2. 景観計画の区域</b>	
(1) 景観計画区域	2
(2) 景観形成重点地区の指定方針	2
<b>3. 良好的な景観形成の方針</b>	
(1) 景観計画の目標	3
(2) 景観形成の基本方針	4
(3) ゾーン別の景観形成方針	6
<b>4. 良好的な景観形成のための行為の制限に関する事項</b>	
(1) 届出対象行為	11
(2) 届出対象行為にかかる景観形成基準	12
<b>5. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針</b>	
(1) 景観重要建造物の指定の方針	16
(2) 景観重要樹木の指定の方針	16
<b>6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項</b>	
(1) 基本事項	17
(2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針	17
(3) 屋外広告物の表示等にかかる景観形成基準	17
<b>7. 景観計画区域内の「景観重要公共施設」の整備に関する事項</b>	
(1) 良好的な景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項	18
(2) 良好的な景観形成に必要な許可等の基準	18
<b>8. 計画の実現に向けて</b>	
(1) 協働による景観形成の推進	19
(2) 景観形成のための体制と支援	19

## 1 景観計画策定の目的と位置づけ

### (1) 景観計画の目的

嬉野市は、肥前小富士といわれる唐泉山をはじめ虚空蔵山、国見岳の緑豊かな山々に囲まれ、2つの盆地を形成し、嬉野地区と塩田地区を結ぶように塩田川が雄大に流れています。このような自然地形の特徴を活かして、山の斜面には茶どころ嬉野を感じさせる茶畠が広がり、平地には広大な田園風景が広がっています。また、塩田川に沿って長崎街道が通っており、温泉のある珍しい宿場町としても栄えた嬉野宿や、川港としても栄えた塩田津、石造り文化を伝える石像や石橋等、様々な歴史が折り重なり、今の嬉野市が形成されています。

このように嬉野市の景観は「緑豊かな自然景観」と「歴史的なまちなみ景観」とで培われており、今後の景観づくりもこれらを大切にしていくことが求められています。

これらの自然、歴史、文化と地域資源に恵まれた嬉野市特有の良好な景観を市民の共有財産として保全し、後世に引き継ぐとともに、良好な景観を新たに創り出すということを踏まえながら、市民・事業者・市が協働し、嬉野市にふさわしい景観づくりを積極的に進めていきます。

このため、本計画においては、景観計画区域の設定を行い、良好な景観形成に関する方針を定めるとともに、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項及び、景観形成上重要な建造物や樹木の指定方針、その他良好な景観形成のために必要な事項を定めます。

併せて、景観に対する意識の高揚を図るために、本計画の周知をはじめ、良好な景観づくりの方策等について、市民への啓発に努めています。

### (2) 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく法定計画であり、嬉野市総合計画（平成20年度～平成29年度）に即し、嬉野市における良好な景観形成に関する方針とその実現のために必要な方策を示すものとして位置づけるものです。

なお、良好な景観の形成を推進していくため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など関連する法律や環境基本計画、策定予定の都市計画マスタープランなどの行政計画との連携を図り、市民、事業者などの参画と協力を得て、景観づくりを推進していくこととします。

また、本計画は、社会的情勢の変化に応じて柔軟に変更修正を行います。

## 2 景観計画の区域

（景観法第8条 第2項 第1号関連）

### (1) 景観計画区域

景観計画区域の設定に当たっては、良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行ううえで、必要かつ十分な区域を設定することとされています。

本市の景観は、山並みに囲まれた盆地と広がりのある平野、市街地と田園集落地、茶畠や水田地帯、歴史的な街並みや新しい住宅地など多様な姿を見せており、また、魅力ある景観資源が市内の随所に存在しています。そして、これらの多様な景観が一体となって嬉野市の個性豊かな景観を形成しています。これらはすべて、大切に守り育っていくべき景観であり、一部の地域や特定の景観資源の周辺だけを良くすればよいものではありません。

このことを踏まえ、嬉野市景観計画においては、景観計画区域を市全域とし、各地域の個性を活かした景観づくりを展開していきます。

#### ■景観計画区域



### (2) 景観形成重点地区の指定方針

景観計画の区域内で、嬉野市の個性ある景観として、特に景観の保全・形成、または新たな景観の創出を図る必要がある区域を景観形成重点地区として設定し、重点的に良好な景観形成に向けた取組みを推進することを検討します。

景観形成重点地区の設定については、今後、景観形成の重要性が高いと考えられる地区についての現況調査やるべき姿の検討を行い地区の選定を行うとともに、当該地区に居住する市民や地権者等の自発的・積極的な景観形成への取組みが継続的に行なわれる必要があることから、関係者の意向を十分に把握し、関係者と協議のうえ、地区の指定を行っていくものとします。

景観形成重点地区における良好な景観形成に関する方針及び行為の制限に関する事項は、地区指定に合わせて策定し、本計画の改訂により位置づけることとします。

### 3 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条 第2項 第2号)

#### (1) 景観形成の目標

本市の景観づくりの基本的な考え方として、景観づくりの目標を下記のとおり設定します。



#### あな、うれし！ 自然と歴史が息づく “うれしのほほん”景観づくり

嬉野市は、肥前小富士といわれる唐泉山をはじめ虚空蔵山、国見岳などの緑豊かな山々に囲まれ、2つの盆地を形成し、虚空蔵山に源を発する塩田川が嬉野町から塩田町まで雄大に流れています。どこから見ても美しい唐泉山と雄大に流れる塩田川が一体となった景観は市を代表する景観です。また自然地形の特徴である山間の斜面を活かした茶畠や棚田は茶どころ嬉野の営みを感じ、平地には田園景観が広がっており、市民の誇りとするところの景観です。これら茶畠や棚田、田園とともに草葺き屋根の建造物が残る集落がひっそりと佇み、古くからの営みを感じさせます。このような本市特有の自然地形により形づくられる自然的景観を大切にしていきます。

また、塩田川に沿って長崎街道が通っており、その宿場町である塩田津と嬉野宿の歴史が現在の本市を形成してきました。塩田津は重厚な伝統的町並みと、その保存に対する住民の継続的なまちづくり活動が認められ、平成17年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて、今後は重要伝統的建造物群としての保護とともに生活環境の質の向上も含めた美しい景観を目指します。嬉野宿も“大正ロマン”をテーマに再建されたシーポルトの湯（旧古湯温泉）を核に、川と一体となった景観づくりを進めています。その他にも石造り文化を伝える石像や石橋、川沿いの生活風景であった棚路等の歴史的な資源を大切にし、長崎街道も含めて資源をつなぎ物語り性のある歴史的景観を育てていきます。

本市は古くから多くの人が訪れるまちであり、国道34号線や嬉野インターチェンジ等は来訪者が本市を感じる重要な場所であることから、自然豊かで歴史の深いまちとしての入口景観を形成していきます。また2つの宿場町周辺は当時の雰囲気を大切にした緑豊かな市街地景観とし、近年の開発による住宅地はゆとりある緑豊かな市街地景観を育てていきます。

このように本市の景観は、山に囲まれ平地が広がり、雄大な川が流れる「自然地形」と、長崎街道を中心に栄えた2つの宿場町等の「歴史」により形成され、特徴付けられています。今後もこれら「自然地形」と「歴史」を大切にした景観形成を目指します。

#### (2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標を実現するために、景観形成の基本方針を以下のように設定します。今後、この基本方針のもとに、嬉野市の景観づくりを進めていきます。

##### 1 大自然が創りだす山々の緑や雄大な河川、広がりある平野を保全・活用する景観づくり

- ①山々の豊かな緑が創りだす山地景観を保全します。
- ②山の中の渓谷から流れて、本市を雄大に流れる塩田川の河川景観を保全・活用します。
- ③春日渓谷や大野原高原等を中心とした自然資源を活用します。



##### 2 平野に広がる田園集落景観や山間の棚田・茶畠集落景観を保全する景観づくり

- ①広がりのある田園集落景観を保全します。
- ②山間の棚田・茶畠集落景観を保全します。
- ③集落に残る草葺き屋根の建造物を保全します。



##### 3 長崎街道の宿場町、川港として栄えた塩田津を保全・活用する景観づくり

- ①塩田津の歴史的な街なみ保全を継続します。
- ②塩田津を中心に、その周辺を含めた歴史的街なみの保全及び一体的な景観づくりを進めます。
- ③嬉野温泉街と連携したまちづくりを進めます。



#### 4 うるおいを感じ、川と一体となった賑わいある湯宿の景観づくり

- ①シーボルトの湯を核として、川と一緒にした景観づくりを進めます。
- ②建物や広告物の形や色彩等により、活気ある温泉街の雰囲気づくりを進めます。
- ③湯宿を感じる歴史的建造物等を保全します。
- ④塩田津と連携したまちづくりを進めます。



#### 5 長崎街道を中心に、市内に点在する歴史・文化的資源をつなぐ景観づくり

- ①かつての骨格をつくってきた長崎街道を意識し保全していきます。
- ②棚路や由緒ある神社仏閣、石造り文化を伝える石像や石橋等の歴史・文化的資源を保全します。
- ③志田焼の産業遺産と吉田焼の窯業の景観を保全します。
- ④地域の歴史や文化、伝統を受け継いでいる祭りや踊り、季節行事等の景観を継承していきます。



#### 6 来訪者にとっても生活者にとっても快適なもてなしの景観づくり

- ①来訪者に対して嬉野市を印象付ける重要な入口は、もてなしの入口景観づくりを進めます。
- ②昔の雰囲気を感じさせる宿場町周辺の市街地景観を保全します。またゆとりある整然とした緑豊かな市街地景観を育てます。
- ③“眺望される”ことを意識した景観づくりを進めます。
- ④来訪者にも市民にも親しまれ利用される美しい公園づくりを進めます。



#### (3) ゾーン別の景観形成方針

景観計画は、地域における景観上の特性に配慮し、策定することが必要です。また、景観形成上の問題や課題も地域によって異なるため、良好な景観を形成するための方針及び方策についても地域の特性に応じて運用する必要があります。

このため、景観計画区域を以下に示す4つのゾーンに地区区分し、それぞれのゾーンにおける良好な景観の形成の方針等を定めることとします。

- ・自然環境ゾーン
- ・田園集落ゾーン
- ・市街地ゾーン
- ・沿道ゾーン

##### ①自然環境ゾーン

###### (景観特性と課題)

- ・本市は周囲を標高300～500mの山に囲まれ、市域の約6割を森林が占めており、緑豊かな自然環境を形成しています、これらの山並みは、市街地等から見た場合の景観の背景となっています。特に、市域の中心部に位置する唐泉山は、どこからでも見え、シンボルとなっています。
- ・山あいには大小の河川が流れ、渓谷、ダム湖や滝などの特色ある景観や眺望の良い高原景観などの自然景観が見られます。
- ・このような緑豊かな自然景観を保全していくことがこの自然環境ゾーンの基本的な課題です。

###### (景観形成方針)

- ・緑の山並み、雄大な川、広がりのある高原など、見渡しの良い景観を保全します。
- ・森林の保全や管理を適切に行い森林景観を守るとともに、治水や砂防など安全性の確保に配慮しつつ変化に富んだ水辺景観を守り、または活用できるようにしていきます。
- ・豊かな自然の中に人工的な景観阻害要素が進入しないように防止するなど、今ある景観を守っていきます。また、道路等の必要な施設整備に当っては、十分な配慮を行うこととします。



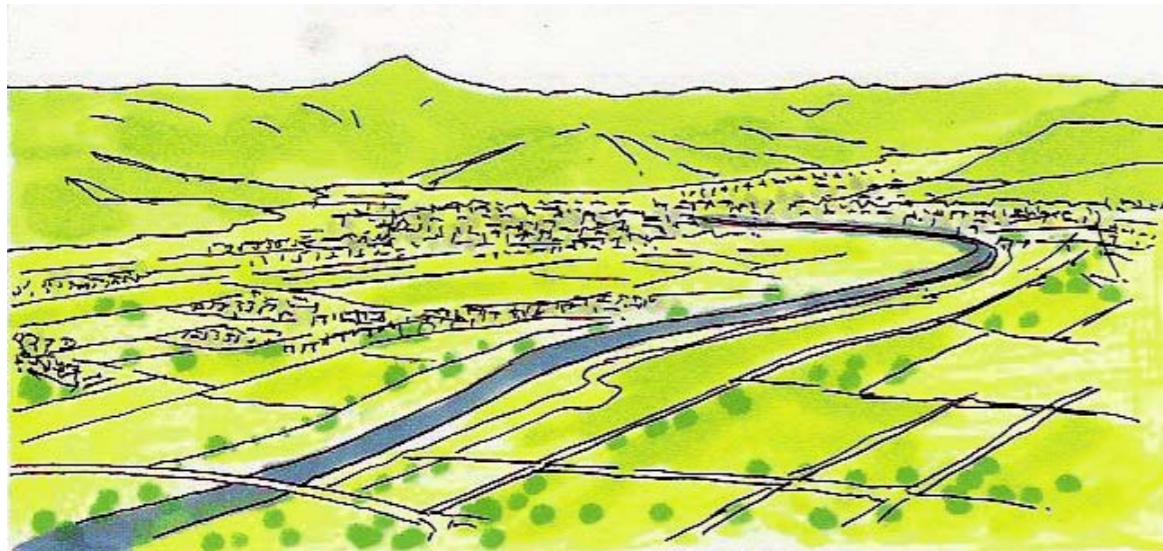
## ②田園集落ゾーン

### (景観特性と課題)

- ・塩田地域の平野部、嬉野地区の盆地や塩田川沿いなどに水田地帯が広がっています。また、山麓から高原にかけて茶畠が広く作られており、特色ある農地景観を見せています。
- ・特に、雄大に流れる塩田川は本市のシンボル的な軸となっているとともに、川沿いにつらなる平地の田園地帯は、周囲の山並みを背景として、変化のある多様な田園景観を見せています。
- ・これらの田園地帯の中に、古くからの集落が点在し、前面に広がる農地や背後の山並みと一体となって、落ち着きのある集落景観を形成しています。
- ・集落には、由緒ある神社や寺院があり、その境内などには、大きな古木などの名木が地域のシンボルとして大切に守られています。また、草葺きの屋根の家屋が残るなど、地域性を感じさせるのどかな集落景観が見られます。
- ・吉田地区には、特色ある煙突を持った窯元などが点在し、歴史を感じさせる集落景観を見せています。
- ・この田園集落ゾーンの景観は、長い年月を経ていてながら、あまり大きな変化は見せておらず、また、際立って目立つような景観阻害要素はほとんどありません。このような農地と歴史などを感じさせる、農地と集落とが一体となった田園景観を保全していくことが課題です。
- ・長崎自動車道の嬉野インターチェンジは、この田園集落ゾーンの中に位置しており、県道等の施設や街路樹などが整備されている一方で、周囲には目立つ建築物などがほとんど無く良好な景観が形成されていますが、一部に目立つ広告物があるため、本市の入口地区としてふさわしい景観づくりを行うことが課題といえます。

### (景観形成方針)

- ・平野の水田や斜面地の茶畠と集落とが一体となった、現在の落ち着いた田園景観を保全していきます。このため、農業振興地域の整備に関する法律など土地利用規制制度の適確な運用を図ります。
- ・また、現在の景観にそぐわない建築物や工作物の設置など景観を損なう行為が行われないよう、適切に規制・誘導を行っていきます。
- ・嬉野インターチェンジ周辺は、本市の入口として、現在の良好な景観の維持・向上を図ります。



## ③市街地ゾーン

### (景観特性と課題)

- ・本市の市街地は、長崎街道沿いに形成された歴史を有しており、かつての宿場町であった嬉野地域の湯宿地区、川港として栄えた塩田地域の塩田津地区を中心として、街並み景観が形成されています。
- ・その周辺に新しい市街地がコンパクトに形成されており、都市的景観が見られます。
- ・嬉野湯宿地区は、昔ながらの街並み景観を残しつつ、ホテル・旅館や商店等が集積し、賑わいを感じさせる景観を形成しています。しかし、やや乱雑な印象が感じられる問題があります。
- ・塩田津地区は、伝統的建造物群保存地区として、歴史的な情緒を感じさせる街並みを残しています。今後とも、街並みの保存修景をより一層進めていくことが課題となっています。
- ・嬉野市街地内の周辺部は、土地区画整理事業により新しく街がつくられ、整然とした落ち着きのある住宅地景観を形成しています。しかし、近年施工された一部の地区では、建築の立地が進んでおり、やや寂しい景観となっています。
- ・このような地区ごとの特性を踏まえ、現在の良好な環境を保全しつつ、個性ある美しい景観を形成、創出していくことが課題です。

### (景観形成方針)

- ・それぞれの地区の特性に応じて、周囲と調和のとれた街並み景観が形成されるよう、建築物の新築や改修、広告物の掲出などを適切に規制・誘導していきます。
- ・地区の住民等の協力を得て、歴史が感じられる情緒ある街並み景観や静かな住宅地景観などを保全するとともに、そこで生活をする住民、来訪者にとって快適な景観を形成します。
- ・特に、嬉野湯宿地区の旧長崎街道沿い商店街については、本市の観光拠点としての重要な役割があることから、今後、るべき景観整備・形成のあり方を地区の関係者と協働して検討していくこととします。



#### ④沿道ゾーン

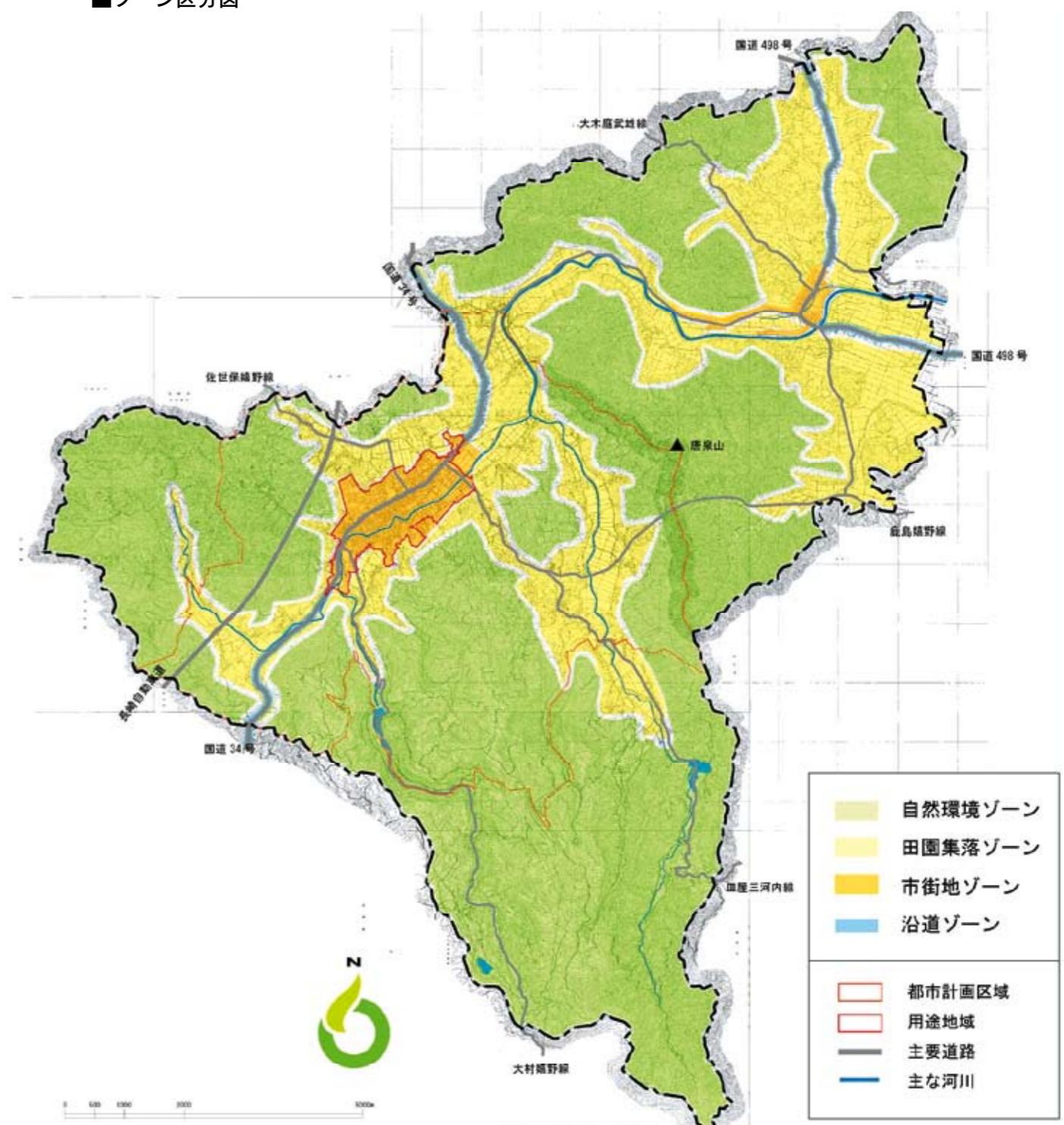
##### (景観特性と課題)

- ・国道34号線、498号線をはじめとする主要幹線道路が市域を縦貫しており、本市を訪れる人にとつての本市の景観に触れる場、本市の第一印象を与える場となっています。
- ・これらの道路は、農地が広がり周囲の山並みが見渡せる区間、住宅や商店などが建ち並び、都市的な印象を与える区間など、場所によって異なる景観が見られています。
- ・特に、志田・久間地区など一部の区間では、長崎街道の面影を残す街並み景観が見られますが、今後、この街並みが損なわれていく懸念があるため、未然の対応が必要となっています。
- ・沿道には野立ての屋外広告物などが多く見られ、景観を阻害しているため、対策が必要です。

##### (景観形成方針)

- ・周囲の山並みや田園と調和した沿道景観及び、沿道が集落地の街並み景観を保全していきます。このため、土地利用規制制度と連携して、建築物の新築等を適切に誘導していきます。
- ・大規模な屋外広告物の掲出など、景観を損なう行為について、制限を行ないます。

■ゾーン区分図



## 4 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条 第2項 第3号)

### (1) 届出対象行為

景観計画区域内において、景観の保全や形成に大きな影響を与える、下記に該当する一定規模以上の行為を行なう場合は、届出が必要となります。

種別	行 為	対象とする規模等の基準（※）
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが12mを超える建築物 又は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積が500 m<sup>2</sup>を超える建築物</li> <li>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、上記のどちらかで、かつ、外観を変更する修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの</li> </ul> </li> </ul>
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが6mを超える煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの</li> <li>・上記修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの</li> </ul>
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発面積が3,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法施行令第4条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形質の変更を行う区域の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法施行令第4条第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上 又は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが5mを超えるもの</li> <li>・堆積期間が90日を超えて継続するもの</li> </ul> </li> </ul>
※事前協議を行い、景観審議会の意見を聞いたうえで認めるものについては、この限りではない。		

### (2) 届出対象行為にかかる景観形成基準

#### ① 建築物、工作物にかかる基準

##### 1) 建築物工作物本体の規模・形態等

項目	規制又は措置の基準
高さ・規模	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場から見て、山の稜線を分断しない高さとなるよう配慮する。 (自然環境ゾーン及び田園集落ゾーン)</li> <li>・周辺の自然環境や田園・集落地と調和し、まとまりある規模、高さとする。</li> <li>・主要な視点場から見て、周辺の山地、丘陵地などへの眺望に配慮した高さ・規模とする。 (市街地ゾーン及び沿道ゾーン)</li> <li>・周辺の街並みから著しく突出したり、周辺に過度な圧迫感を与えない高さ、規模とする。</li> <li>・建築物等と敷地とのバランスに配慮する。</li> </ul>
形態・意匠	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場から見て、稜線から突出し山並みを分断する場合には、板状に大きくさえぎらないような形態とする。</li> <li>・周辺の自然環境や田園・集落地と調和し、落ち着いてまとまりある形態・意匠とする。</li> </ul> <p>また周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承または取り入れた意匠とするように配慮する。</p>
屋根等への設備等の設置	<p>(自然環境ゾーン及び田園集落ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や屋上への設備等の設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、屋根や外壁と同一の色調とする等目立たないように工夫する。 (アンテナ、太陽熱温水器、ソーラーパネルなどは除く)</li> </ul> <p>(市街地ゾーン及び沿道ゾーン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の屋上設備等は、周辺の街並みと調和し、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と一体的なデザインとする。</li> </ul>
橋梁等	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高架道路、高架鉄道、橋梁等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインするなどの配慮を行う。 (田園集落ゾーン及び市街地ゾーン)</li> <li>・背景の山や周辺環境などへの視線を遮らないよう配慮する。</li> </ul>

## 2) 建築物工作物本体の色彩

項目	規制又は措置の基準
屋根及び建築物上部の色彩	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や建築物上部については、前面道路や主な視点場からの眺望等に配慮し、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。</li> </ul>
外壁の基調色	(自然環境ゾーン及び田園集落ゾーン) <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等主に見える部分については、周辺の自然環境との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。</li> <li>・できるだけ人工の建材を用いず、自然石、木材、土壁などを使用し、素材本来が持つ風合いや色彩を生かす。</li> </ul> (市街地ゾーン及び沿道ゾーン) <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みや背景の山並み等との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。</li> </ul>
工作物の色彩	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みや自然環境との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。</li> </ul>
マンセル値による基準値	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁などの建築物の基調色は、マンセル値により、色相R系及びYR系の場合、彩度(6)以下、色相Y系の場合、彩度(4)以下、その他の色彩の場合、彩度(2)以下とする。</li> </ul>
例外規定	※アクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。 ※質の高いデザインでランドマーク的な役割がある建築物、若しくは高彩度、高明度でも植栽等で遮蔽している場合等で、景観審議会の意見を聞き景観形成上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

## 3) その他

項目	規制又は措置の基準
建築設備等	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調室外機や物干し台、アンテナ等は、できる限り、周囲から見えない場所に設ける。設置する場合は、目立たない工夫をする。</li> <li>・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする等本体と調和し目立たない工夫をする。</li> <li>・屋外階段は、前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、壁面と同様の素材で覆うなど建築物本体と調和するよう工夫する。</li> <li>・共同住宅等のバルコニーは、建築物本体と調和し一体的な形態とする。</li> </ul>
配置、外構	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・前面道路に面する壁面の位置は、道路境界からの後退や植栽などにより開放的でゆとりある空間の創出に努める。</li> <li>・敷地内は、可能な限り緑化に努める。特に公共の場から見える部分については積極的に緑化を行うこと。</li> <li>・敷地内への植栽は、既存の樹木の活用など地域性に合った樹種とする、積極的に花を植えるなど、周辺の景観と調和し、魅力ある空間が創出されるよう配慮する。</li> <li>・敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、単調で無機質な塀や擁壁等を避け、生垣や透過性のあるフェンスと植栽とを組み合わせるなど、修景に努める。</li> <li>・建築物と一体となった擁壁などは、仕上げの工夫や緑化等により周辺との調和を図る。</li> <li>・前面道路に面する部分を舗装する場合は、歩行者道の仕上げや近隣の外構仕上げと調和するよう努める。</li> <li>・公共の場から見える場所への物品の集積は避け、やむを得ず集積する場合は緑化等による修景に努める。</li> </ul>
付属施設	(共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ置場、自転車置場、倉庫などの付属施設はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、周辺の緑化等による修景や、建築物と同様の素材や形態・意匠に努める。</li> </ul>
夜間景観	(自然環境ゾーン及び田園集落ゾーン) <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の照明は、地区住民の安全が確保できる範囲で、可能な限り周囲の自然田園環境に配慮する。</li> </ul> (市街地ゾーン及び沿道ゾーン) <ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な照明は避け、光源や色温度の統一等により歩行者空間に賑わいを創出するなど夜の景観形成に配慮する。</li> <li>・景観向上に資するものについては、地域特性に応じて、ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出するとともに安全性を確保する。</li> </ul>

②開発行為にかかる基準

項目	規制又は措置の基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発による土地の改変は、できるだけ最小限のものとなるよう努める。</li> <li>・開発後の地形及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。</li> <li>・連続した法面が生じないようにすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域内は、できるだけ樹木等により緑化・修景に努め、周囲の景観への影響を低減すること。</li> </ul>

③土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更にかかる基準

項目	規制又は措置の基準
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土石の採取等による土地の形質の変更は、自然的、社会的・経済的条件及び環境面を考慮して必要最小限とし、景観への影響が及ばないようにする。</li> <li>・変更後（採取中及び採取後）の土地の姿及び景観が、周囲の景観と著しく不調和とならないこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稜線や行為の結果生じる斜面及び頂部など、周辺部から特に目立つ箇所においては、既存の地形・樹木の保全に努めること。</li> <li>・変更後（採取後）は、周辺及び地域に生育する樹木等により緑化し、自然環境及び景観の復元に努めること。</li> </ul>

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積にかかる基準

項目	規制又は措置の基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路などから堆積物が直接見えないように、できるだけ道路境界線から離れた位置から堆積または集積を始めること。</li> </ul>
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積上げに際しては、できるだけ整然とした集積または貯蔵とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積する物件の周囲には空間を確保し、植栽を行うなどの配慮をすること</li> </ul>

5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条 第2項 第4号関連)

(1) 景観重要建造物の指定の方針

歴史的または建築的に高い価値を有し、地域を象徴する建造物で、以下に示す項目のいずれかに該当する建造物について、所有者の同意を得たうえで景観重要建造物に指定します。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づけているシンボル的な建造物
- 周囲の街並みと一体となって、歴史・文化的雰囲気を形成している建造物
- 市民に親しまれ愛されている建造物
- 優れたデザイン性を有し、地域の景観に調和している、良好な景観形成に寄与するもの。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている樹木で、道路やその他の公共の場所から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当するものについて、所有者の同意を得たうえで景観重要樹木に指定します。

- 樹姿（樹高や樹形）が、地域のシンボル的な存在であり、良好な景観形成に寄与するもの。
- 街角やアイストップに位置する等、周辺の景観を形成するうえで重要な位置にあるもの。

## 6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条 第2項 第5号イ関連)

### (1) 基本事項

屋外広告物を良好な景観形成とするうえでの重要な要素として位置づけ、嬉野市の景観の維持・向上を図ります。このため、景観計画区域全域を対象に、屋外広告物を掲出する物件の設置及び表示に関する行為について基準を定めます。

### (2) 屋外広告物の表示等に関する基本方針

本市の主要な玄関口となる国道34号線、国道498号線をはじめ、インターチェンジ、及び今後整備が予定されているJR新幹線駅などの主要な交通施設周辺において、景観としての「嬉野の第一印象」を阻害する屋外広告物の掲出を抑制し、周辺の景観と調和した屋外広告物の表示に努めます。

また、市街地ゾーン、沿道ゾーンなどの地域・地区の景観特性や景観形成方針を踏まえ、過度の表現による不調和が生じないよう周辺の良好な景観との調和に配慮します。その他、自然環境ゾーンや田園集落ゾーンにおいても、周辺の良好な景観との調和に配慮するよう努めます。

このため、佐賀県屋外広告物条例を適切に運用することにより、良好な景観形成に関する方針に基づいて、屋外広告物の誘導を図ります。

### (3) 屋外広告物の表示等に係る景観形成基準

- 眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
- 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- 複数の広告物が連立する場合は、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
- 自家用以外の貸し広告等を控える。
- 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
- 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
- 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。
- 地区・地域の特性に配慮した夜の風景の演出を工夫する。

## 7 景観計画区域内の「景観重要公共施設」の整備に関する事項

(法第8条 第2項 第5号ロ及びハ関連)

### (1) 良好な景観形成に重要な公共施設の整備に関する事項

公共施設の整備において、景観計画の方向性と整合の取れた良好な景観を形成するため、景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけ、景観面に配慮した事業の実施を検討します。

景観重要公共施設の対象となる公共施設としては、地域の景観の軸となっている幹線道路や河川、都市公園などが考えられることから、整備・管理主体及び各地域の意見を踏まえながら、対象となる公共施設を対象に指定を検討します。

### (2) 良好な景観形成に必要な許可等の基準

景観重要公共施設において、電柱や空中線、廣告塔など工作物の道路占用の許可をする場合には、許可をする公共施設の管理者は次の事項に配慮することとします。

- 工作物等を設置する場合は、景観形成を図る区域における良好な景観の形成の方針に沿って設置する。
- 工作物等の意匠は、周辺と調和のとれた落ち着いたものとし、眺望を阻害する位置を避けて配置する。

## 8. 計画の実現に向けて

### (1) 協働による景観形成の推進

景観は、道路や河川等の公共空間と住宅等の民有空間が一体となってつくり出されるものであるため、市民、事業者、行政それぞれが、美しい嬉野の景観づくりを合言葉に、それぞれの責任と役割を果たしながら、協働して景観形成を進めていくことが重要です。

#### ①行政の役割

市は、景観形成に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。施策の実施にあたっては、先導的な役割を担うとともに、市民や事業者の意見が反映されるよう努めます。

#### ②市民の役割

市民は、自らが良好な景観の形成を担う主体であることを認識し、良好な景観の形成に理解を深め、市が実施する施策に協力することが大切です。

#### ③事業者の役割

事業者は、事業活動を通じて、地域における良好な景観の形成を推進するよう努めるとともに、市が実施する施策や市民と協力することが大切です。

### (2) 景観形成のための体制と支援

#### ①行政の推進体制づくり

協働による良好な景観の形成を推進するため、景観に関わる窓口を明確にし、届出行為の審査などを適確に行うとともに、市民等への情報発信、啓発を行います。

#### ②関係行政機関との連携

良好な景観形成の推進について、国や県、近隣の市町などとの連携により、総合的な施策を適切に実施することに努めます。相互に情報交換を行い、役割分担を図りながら、先導的な景観形成を推進します。

#### ③景観審議会の設置

良好な景観の形成のための基本的な事項や、重要な事項について調査、審議するため、「嬉野市景観審議会」を設置します。

## 嬉野市景観計画策定審議会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	役職
1	むらしま 村島 秀典	佐賀県屋外広告美術共同組合	会長
2	つつみ 堤 好幸	佐賀県建築士会鹿島支部	委員
3	みね 峯 一喜	嬉野町商工会	委員
4	やまぐち 山口 保	嬉野温泉観光協会	委員
5	すぎみつ 杉光 和雄	塩田津町並み保存会（前任）	委員
同上	まえだ 前田 貞昭	塩田津町並み保存会	委員
6	いとう 伊東 憲二	嬉野市農業委員会（前任）	委員
同上	あらき 荒木 司	嬉野市農業委員会（前任）	委員
同上	たにぐち 谷口 司郎	嬉野市農業委員会	委員
7	なかむら 中村 初江	まちづくり推進研究会	委員
8	きしかわ 岸川 典子	嬉野市青少年育成協議会	委員
9	こが 古賀 嘉人	嬉野地区防犯協会	委員
10	もり 森 憲一郎	祐徳旅行株式会社	委員
11	こいけ 小池 良三	嬉野市ひとにやさしいまちづくり協議会	委員
2	いぬお 犬尾 敦弘	公募委員	副会長
13	みやざき 宮崎 宏之	公募委員	委員
14	もり 森 和義	公募委員	委員
15	やまぐち 山口 弘美	公募委員	委員

※順不同

(アドバイザー : 後藤 隆太郎 (佐賀大学理工学部都市工学科 准教授)

嬉野市景観計画 平成22年3月